

「嘉麻市住民投票条例（仮称）の素案」に対するパブリックコメントの結果

1. パブリックコメントの実施概要

- (1) 意見の募集期間 平成22年10月6日（水）から11月5日（金）まで
- (2) 公表資料 嘉麻市住民投票条例（仮称）の素案及びその概要
- (3) 公表場所 市ホームページ、企画調整課、各総合支所総務課
- (4) 郵便、ファクシミリ、電子メール、直接書面による提出

2. 意見提出者数 23名

3. 意見の概要と市の考え方

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>第2条第1号について</p> <p>地方自治法第1条の2第1項（地方公共団体の役割と国の配慮）では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と規定しており、また、嘉麻市自治基本条例第34条（国及び県との連携協力）では、「市は、国及び県と対等、協力の関係に踏まえ、自らの公共課題の解決を図るとともに、市の自主的、自立的運営のために必要があるときは、国及び県に対して政策及び制度の改善等に関する意見、提案等を行なうものとする。」とある。したがって、第1号を次のとおり修正すること。</p> <p>「市の権限に属さない事項。ただし、市民の利益や権利に深く関わるものについて、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。」</p>	<p>国、県などの権限である場合でも、市民の権利や利益に関わるものについては、住民投票の結果を嘉麻市の意思として、国政等に反映させることは、団体自治の観点から重要です。このような考えから、条例素案の条文としていたところですが、より分かりやすい表現とするため、ご意見を踏まえ、「市の権限に属さない事項。ただし、市民の権利又は利益に関わるものについて、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。」と修正します。</p>
2	<p>第2条第2号について</p> <p>行うことができる事項となっているが、行なわなくても良い事項もあると判断ができるため、修正するか削除するべきである。</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律に基づく合併協議会設置協議を求める住民投票や、地方自治法に基づく議会の解散、議員の解職又は市長の解職を求める住民投票などについては、それぞれその根拠となる法令の規定に基づいて住民投票が実施されることが適当であるため、除外事項としています。</p>
3	<p>第2条第3号について</p> <p>市政運営において人事政策、財政政策、行政組織改革が「重要事項」となることもありえ、重大な事項に係る予算の編成は、単なる財務行為を超えて、政策判断を伴っているため、第3号を次のとおり修正すること。</p> <p>「市の組織、人事及び財務に関する事項。ただし、政策判断の要素を含む場合はこの限りでない。」</p>	<p>住民投票は政策決定に市民の意思を的確に反映させるために行われるものです。市の組織の編成、職員の異動等の人事に関するもの、予算編成など財務に関するものは、決定した政策をいかに効率的かつ効果的に、そして確実に執行するかという市長の執行権の前提になるものであるため、除外事項としています。</p>

4	<p>第2条第3号について      財政に関するすべてが住民投票の対象外となり、税金の使われ方に市民の意見が反映されないため、条例設置の意義に反する。第3号は修正すべきである。</p>	
5	<p>第2条除外事項の追加について      第4号の前に次の事項を追加すること。      「住民投票を実施することにより、特定の個人または団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害する恐れのある事項」</p>	<p>特定の市民や地域のみに関わることについては、利害関係の違いから公平な投票結果が得られないおそれがあることから、住民投票の対象から除くこととし「専ら特定の市民又は地域に関係する事項」を除外事項としていましたが、ご意見のとおり、この除外事項によって、特定地域の公共事業が、特定地域のみに関係する事項であるという理由により対象外とされることも否定できません。したがって、本除外事項では、住民投票を実施することによって、利害関係の違いから公平な投票結果を得られず、その影響が、特定の個人や団体の権利などを不当に侵害するおそれがある事項を除くこととし、「特定の個人若しくは団体若しくは特定の地域の市民の権利又は利益を不当に侵害するおそれのある事項」と修正します。</p>
6	<p>第2条第4号について      曖昧であるため。特定地域の公共事業でも環境破壊につながるとしたら、市全体の問題と捉えるべきで、特定のみで完結するとは限らない。何を根拠に除外事項に該当するか否か判断するのか。その時々状況により住民請求が制限される以上、第4号は削除すべきである。</p>	<p>「前各号に掲げるもののほか、住民投票を実施することが適当でない」と明らかに認められる事項」とは、第1号から第5号までに規定されているもののほか、社会経済情勢の変化などに応じて、現時点では想定されない事由が生じる可能性もあることから、概括的な項目を定めるものです。しかし、この規定に基づいて対象事項とする場合には、第1号から第5号までに掲げられた除外事項と同等の合理的理由を有する必要があります。</p>
7	<p>第2条第6号について      市長の裁量権の濫用に対する懸念があるため。また、嘉麻市自治基本条例第38条第2項第1号により、市長は当然委員会に諮るべきであり、第6号を次のとおり修正すること。      「前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でない」と明らかに認められる事項。ただし、この場合、嘉麻市自治推進委員会に意見を求めること。」</p>	<p>自治基本条例第32条第1項及び第33条第1項に規定する「市政に関わる重要事項」に具体的にどのような事項が該当するかは否かについては、複数の意見がありえますが、最終的には、住民投票の執行者である市長が判断することとなります。</p>
8	<p>第2条第6号について      どのような基準で適当でない」と判断するのか。このような不明確な条文は、拡大解釈及び恣意的な運用で請求が制限される可能性があるため第6号は削除すべきである。</p>	<p>住民投票は賛否を問う形式により市民の意思を確認し市政に反映させる制度であり、その制度の性質から、住民投票の対象事項は、賛成・反対で市民の意思確認が行える事項であることが必要です。したがって、「3分の1の署名」で請求される事項も、「市民に直接その賛否を問う必要があるもの」であることが必要です。</p>
9	<p>第2条について      「市政に関わる重要事項」について「市民に直接その賛否を問う必要がある」と認められるもの」との記述は、自治基本条例第33条第5項の「署名が3分の1を超えたときは、住民投票を実施しなければならない。」との規定と整合性が取れていないため、次のとおり修正すること。「市政に関わる重要事項とは、市が行う事業のうち、市及び市民全体に直接の利害関係を有する事業、市、市民の現在又は将来に安心、安全など、重大なる影響</p>	<p>住民投票は賛否を問う形式により市民の意思を確認し市政に反映させる制度であり、その制度の性質から、住民投票の対象事項は、賛成・反対で市民の意思確認が行える事項であることが必要です。したがって、「3分の1の署名」で請求される事項も、「市民に直接その賛否を問う必要があるもの」であることが必要です。</p>

	を及ぼすと思われる事案などは、市長は直接市民に賛否を問わなければならない。」	
10	第2条について 適用除外に該当するかどうか、より客観的に判断するために嘉麻市自治推進委員会に対し意見を求めるべきことも規定すべきではないか。	上述のとおり、自治基本条例第32条第1項及び第33条第1項に規定する「市政に関わる重要事項」に具体的にどのような事項が該当するかは否かについては、最終的には市長が判断することとなります。
11	第3条について 参政権は、永住権と国籍を共に取った者に与えるべきである。	投票資格者については、自治基本条例第33条第1項の規定する住民投票を請求できる者と同一であるべきであり、嘉麻市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者として
12	第3条について 未成年であっても、18歳以上は成年と同様に取り扱われている法律等は多くあり、18歳以上に選挙権を与えることが世界的な潮流である。また、国内で住民投票の8割以上が、投票資格を18歳以上としている。また、住民投票は本市に居住する住民の意思を確認するものであり、住民である永住外国人が投票に参加することは当然である。本人の申出による登録であることにより、投票資格名簿の縦覧等による問題もクリアできる。したがって、投票資格を次のとおり修正すること。「18歳以上の市民で日本国籍を有し引き続き3ヶ月以上嘉麻市に居住する者」、「18歳以上の永住外国人であり引き続き3ヶ月以上嘉麻市に居住する者のうち住民投票資格を希望し登録をした者」	います。
13	第6条について 市長が利害関係者の場合、住民投票を躊躇する場合も考えられるため、「ただし、市長が利害関係者の場合副市長が代行する。」などと規定した方が良い。	住民投票は、その性質から、これを執行する事務については、市長の事務として位置付けることが適当であるとの考えから本条を規定したものであります。

<p>14</p>	<p>第16条について  選挙管理委員会は、住民投票に関する事務的な事項（投票の対象事項、日時、投票所の案内など）の情報提供に留まるものと考えられる。投票判断に資する市政の情報提供は、市長が責任を持つべきであり、第16条を次のとおり修正すること。  「選挙管理委員会は、第9条第2項の規定による住民投票の告示の日から当該住民投票の投票日の2日前までに、当該住民投票に係る請求又は次の内容の趣旨及び同項に規定する告示の内容その他住民投票に関し、必要な情報を広報その他適当な方法により投票資格者に対し提供しなければならない。」  「市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、付議事項に係る市が保有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供する他、必要な情報の提供を行うものとする。  「前2項に定めるもののほか、市長は必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。」  「選挙管理委員会及び市長は、前3項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意し、投票結果に影響を与えることがないようにしなければならない。」</p>	<p>ご意見のとおり、投票人が自らの明確な意思に基づき投票するためには、その住民投票の対象事項の内容を十分理解できることが必要であり、その情報については、市長の責任において情報提供を行うべきであること、また、情報の提供できる期間についても、住民投票の対象事項の内容を十分理解できることが必要であることから、「市長は、住民投票の実施に当たり、投票人の投票の判断に資するため、当該住民投票に関する必要な情報を市広報紙その他適当な方法により提供しなければならない。」と修正します。</p>
<p>15</p>	<p>第16条について  告示から投票まで1週間であり、必要な情報の伝達ができないのではないかと。情報の提供できる期間の範囲を広くした方がよい。</p>	